

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 地方創生の推進のための施策の充実について</p> <p>地方における人口減少・少子高齢化や東京一極集中の進展は、地方の活力低下につながり、ひいては我が国全体の人口減少を加速化させることとなります。</p> <p>当市においても、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた地方版総合戦略に基づき、市の実情に応じた様々な施策を展開しているところでありますが、人口減少・少子高齢化や東京一極集中の是正は、地方の取組のみでは解決することが困難な課題でありますことから、国及び県に対し、それぞれの役割と責任を果たしていただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 地方版総合戦略の実現に向けた財政措置等について</p> <p>地方創生の充実・強化のため、地方版総合戦略に基づく地方自治体の自主的・主体的な取組や地域拠点づくりを支援する地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金については、毎年1,600億円余の予算を措置していただいておりますが、今後も地域の実情に応じて継続的に地方創生に取り組むために、十分な財政措置と運用の一層の弾力化がなされるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>地方版総合戦略に基づき行う少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、次期総合戦略の期間においても、十分な財源を確保するとともに、真に使い勝手の良い制度とするよう、国に対し、要望してきたところです。</p> <p>今後も、全国知事会や北海道東北地方知事会とも連携しながら、国に対し、十分な財源措置を講じるよう、要望・提言を行っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 地方創生の推進のための施策の充実について            (2) 子育て環境の充実について            人口問題を克服する基本的視点の1つとして挙げられている「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」に向けて、当市では、就学前児童の医療費全額助成、小学生から高校生までの医療費助成の拡充や第3子以降の保育料等負担軽減要件の拡充、小学生以下のインフルエンザや乳児のロタウイルスの予防接種費用の助成など子育て世帯の経済的負担軽減に努めております。また、子育て世帯の市内4地域中心部での住宅取得や親世代との同居または近居のための住宅取得に対する奨励金の交付、市奨学金制度利用者への返還免除や返還額の補助など独自の支援を実施してまいりました。</p> <p>岩手県においては総合的な子育て支援施策の一環として、未就学児及び妊産婦を対象とした医療費助成について、平成28年8月から現物給付化を実施していただいたところであり、本年8月からは小学生まで対象を拡大していただく予定です。また、国においても、各市町村で実施している未就学児までを対象とする医療費給付による国保の減額調整措置について、平成30年度から行わないこととしていただいているところです。</p> <p>しかしながら、出産や子育て支援の取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があり、また、本来、出産・子育てという多くの国民の営みについて、自治体間の独自の取組により格差が生じることは、地域間格差・自治体間競争を招くばかりでなく、自治体にとって過度な財政負担を強いられることが懸念されます。</p> <p>よって、子育て世代の誰もが全国一律の支援を受けられ、安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、県の令和2年度政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望を行いました。</p> <p>全国知事会からも同様の要請を行っており、今後とも様々な機会を通じて国に対する働きかけを行ってまいります。(B)</p> <p>また、安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、保育所の整備等による利用定員の拡大、保育士等配置基準の改善や処遇改善をはじめとする保育士確保対策など、子ども子育て支援の量的拡充と質の向上を図るための十分な財源を確保するよう県の令和2年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：2</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 地方創生の推進のための施策の充実について            (3) 全県を挙げての移住・定住対策について            移住定住の推進については、全国的に取組が行われており、岩手県においても、花巻市を含め、各市町村と連携し、移住情報発信サイトの公開や各種イベント出展等を行っておりますが、参加者数は限定的な状況と伺っております。また、各自治体で開催するイベント等の日程もスケジュール調整等がされておらず、県の事業と同じ日に市町村の事業が開催されるケースもありました。            つきましては、岩手県が主導的に県内市町村間で開催されるイベント等のスケジュール調整や大規模な広告媒体等への情報発信等を行っていただき、全県をあげて、移住定住について効果的に事業が推進できる仕組みや枠組みの構築とイベント等に参加していただいた方のデータベース構築など移住希望者の情報共有をさらに進めていただくよう要望いたします。</p>	<p>各地域における人口減少・少子高齢化対策や東京一極集中の是正においては、県として、市町村や関係機関との連携が極めて重要であると受けとめており、今年度から、U・Iターン支援と移住定住促進の一体的な推進体制を構築するため、商工労働観光部に定住推進・雇用労働室を新設したほか、首都圏からのU・Iターンの一層の推進のため、東京事務所に専任の特命課長を新たに配置し、市町村や関係機関と連携した取組を強化しました。            令和2年度も、本県の定住・交流人口の拡大を促進するため、全県的な移住推進体制や、相談窓口体制の充実等を図るとともに、市町村や地域団体等が行う移住推進の取組を支援します。さらに、東京圏から本県へのU・Iターンによる就業・起業の促進及び県内の中小企業等の人材確保を図るため、マッチングを支援するとともに、U・Iターン者の移住に伴う経費等を支援します。            さて、県が主催または共催する移住イベント等については、これまででも、その内容や開催日程など、関係する市町村への周知に努めてきたところであり、令和2年度も引き続き、市町村や関係機関と一層の情報共有を図りながら、効果的かつ効率的な取組を進めていきます。(A)            また、情報発信については、平成30年度発刊した「いわてWalker」に引き続き、令和元年度は第2弾として「いわてダ・ヴィンチ」を県内全ての高校1・2年生や県内外の大学・専門学校等は無償配布したほか、首都圏や県内の書店及びコンビニ等において広く販売しました。雑誌「ダ・ヴィンチ」と地方自治体とのコラボは全国でも初の試みであり、県として、引き続き訴求力のある媒体を活用し、県内就職やU・Iターンを推進していきます。(A)            さらに、令和元年度から、市町村等の移住相談担当者を「岩手県移住コーディネーター」として登録し、県が設置する東京の移住相談窓口と、各地域の同コーディネーターとの連携体制を強化することにより、効果的に事業が推進できる仕組み等の構築を進めました。(A)            イベント等に参加された移住希望者のデータベース登録などによる、県や市町村との情報共有の在り方については、個人情報保護にも配慮しつつ研究を進めていきますので、引き続き情報提供など御協力をお願いします。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A : 3 B : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 被災者支援策の期間延長について</p> <p>東日本大震災により被災され、住居が全壊するなどした世帯の方々に対しては、災害救助法第4条に基づく応急仮設住宅として岩手県が借上げた物件を供与しているところであり、その期間については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により、2年を超えて存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認めるときは、更に1年を超えない範囲内毎に存続期間を延長できることとされていますが、被災地の復旧・復興の進み具合や、災害公営住宅等の恒久住宅の整備にお時間を要する状況であることから、応急仮設住宅の再契約・再延長は被災者にとって重大な問題となっております。</p> <p>つきましては、被災者の住宅環境が十分に整備されるまで、応急仮設住宅の入居期間の延長措置を講じるよう要望いたします。</p> <p>さらに、国民健康保険一部負担金及び介護保険サービス利用者負担金につきましては、平成24年10月以降、岩手県の一部補助により、令和元年12月までの免除措置が継続されているところですが、被災者の不安を解消し、安定的な生活を確保するため、令和2年1月以降の免除措置の延長と、国による全額財政支援措置について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>応急仮設住宅の供与期間の延長については、1年毎に国と協議しており、災害公営住宅の整備や土地区画整理事業などの面整備の工期等の関係から退去できないなど、特定の事情のある方について延長（特定延長）しているところです。</p> <p>内陸の災害公営住宅への入居を予定している方についても、要件に合致する場合には特定延長の対象とし、令和3年3月まで供与期間を延長することとしています。</p> <p>県では、平成28年度に盛岡市に「いわて内陸避難者支援センター」を設置し、内陸に避難している被災者の方々の相談支援を行っているところであり、引き続き、市町村と連携しながら、一人ひとり寄り添った支援を行ってまいります。（A）</p> <p><b>【国民健康保険一部負担金及び介護保険利用者負担免除】</b></p> <p>これまで財政支援の継続にあたっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところで、</p> <p>いまだに多くの被災者が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を解消し、医療や介護サービス等を受ける機会を確保するため、令和2年においても、これまでと同様の財政支援を継続します。（A）</p> <p>なお、国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し継続して求めてきたところですが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部、保健福祉環境部</p>	<p>A：2 C：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(1) 子実トウモロコシの作付に対する財政支援について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、T P P 1 1 や日欧 E P A の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(1) 子実トウモロコシの作付に対する財政支援について</p> <p>畜産用の配合飼料の主な原料となっている子実トウモロコシのほとんどは輸入に依存しておりますが、配合飼料価格は原料価格や為替の影響を受けやすいことから、国内産の子実トウモロコシの生産拡大が求められています。このような状況の中で、本年度、子実トウモロコシに関しては、『水田活用の直接支払交付金』の飼料作物に対する助成10アール当たり35千円のほか、花巻市農業推進協議会が助成内容を設定する『水田活用の直接支払交付金』産地交付金から加算して助成することとしております。</p> <p>子実トウモロコシについては花巻市内の先端的農業者が有望な飼料作物として生産を進めていることから、そのような先端的農業者を支援し、花巻市内においてその生産を更に拡大するために、以下の内容を要望いたします。</p> <p>① 国が地域の取組に応じて追加配分する『水田活用の直接支払交付金』産地交付金の追加配分対象に子実トウモロコシを加えるよう国へ要請していただきますよう要望します。</p> <p>② 子実トウモロコシは、麦同様、配合飼料の原料となるとともに穀物として利用されており、国内での消費が期待されることから、経営所得安定対策の『畑作物の直接支払交付金』の対象作物に加え、安定した生産が図られるよう国へ要請していただきますよう要望します。</p> <p>③ 岩手県においても独自の子実トウモロコシの生産振興策を実施していただきますよう要望します。</p>	<p>(1) 令和元年度の「水田活用の直接支払交付金」の産地交付金において、国のメニューに「高収益作物等拡大加算」が新設され、「飼料用とうもろこし(子実用とうもろこし含む)」が対象作物となり、他の対象作物を含めた合計面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金が追加配分されました。</p> <p>また、令和2年度に「水田農業高収益化推進助成」が新設され、推進計画に位置付けられた産地において、子実用とうもろこしの作付に対して支援される予定です。(A)</p> <p>(2) 「畑作物の直接支払交付金」の対象農産物への子実用とうもろこしの追加については、県内における作付状況や、他の都道府県の動向を注視しながら、必要に応じて対応を検討していきます。(B)</p> <p>(3) 子実用とうもろこしの生産振興については、国の『畜産生産力・生産体制強化対策事業』の活用や、生産拡大に当たって課題となっている生産コストの低減や収穫後の保管方法等の課題解決に向けた取組を支援していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>A : 1 B : 2</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(2) 国家間の経済連携等への対応について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPAの発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(2) 国家間の経済連携等への対応について</p> <p>環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）において、アメリカ合衆国を除いた11か国でTPP11や欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）が発効され、発効後は畜産物の輸入量が急増するなど国内の農家に先行きへの警戒感が広がっています。</p> <p>また、日本を含む16か国による東アジア地域包括的経済連携（RCEP）や自由貿易協定（FTA）交渉の取組なども農業に影響を与えることが懸念されます。</p> <p>つきましては、輸入農畜産物の動向を注視し、これらの新たな交渉において、日本の農業に悪影響を及ぼさないよう対応いただくとともに、交渉内容について適時情報開示するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、国に対し、TPP11及び日EU・EPAへの対応として、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、万全の対策を講じることや、日米物品貿易協定をはじめとする国際貿易交渉において、関係国との協議内容などについて、十分な情報提供と説明を行うとともに、国益にそぐわない交渉は決して行わないことなどを要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>A：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(3) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPAの発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(3) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p> <p>農地中間管理機構が借り受け、受け手(借受者)が見つからない農地については、契約を解除することとなっていますが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については受け手(借受者)の確保が難しく流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望者を確保するための支援措置を創設するよう国へ要請していただくとともに県独自の支援策を創設していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、農地中間管理機構への農地の貸付が増加することが見込まれる中、農地の借受希望者を確保し農地の集積・集約化を進めるため、国の「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「農地耕作条件改善事業」を活用して、基盤整備が十分に行われていない農地の区画拡大や暗渠排水などの整備を支援しています。</p> <p>また、樹園地での借受者の確保に向け、農地中間管理機構が果樹産地協議会へ参画するとともに、地域の話合いに積極的に参加して農地マッチングに努めており、今後も、地域農業マスタープランの実質化に向けた地域の話合いを進めながら、借受者確保の取組を支援していきます。</p> <p>なお、樹園地の借受者に対する支援策として、国の「果樹農業好循環形成総合対策事業」や、借受者が新規就農者である場合には「農業次世代人材投資事業」の利用が可能となっているほか、県では、昨年度から、醸造用ぶどうの栽培を志す方を対象に、「いわてワイン生産アカデミー」や「醸造用ぶどう栽培技術フォローアップ講座」を開講し、新規栽培者等の確保を図っているところですので、活用について御検討をお願いします。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B:1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(4) 農業後継者不足について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、T P P 1 1 や日欧 E P A の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(4) 農業後継者不足について</p> <p>農業従事者の高齢化や後継者不足が続く中で、新規就農者の確保は重要な課題となっています。しかし、農家出身者以外が就農するまでに農地や住宅の確保が難しいこと、また、農業機械等の購入資金の調達も支障となっていることから、非農家出身者が就農しやすい施策の充実を図るよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策の更なる充実を図ることについて要望いたします。</p>	<p>地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であることから、県では、県内外で就農相談会を開催しながら、農家出身を問わず、希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、発展段階に応じて支援しています。</p> <p>特に、農地や農業機械など初期投資においては、農地中間管理事業、青年等就農資金、経営体育成支援事業のほか、岩手県農業公社が初期投資軽減のために創設した地域経営資源継承支援事業、就農前の研修や経営確立を支援する国の農業次世代人材投資事業などにより支援してきたところです。</p> <p>また、平成30年度から、市や花巻農業協同組合と連携してワンストップ就農相談窓口を毎月1回開設し、就農希望者の住宅の確保なども含めた様々な相談に対応しながら新規就農者の確保に取り組んでいます。</p> <p>今後も、地域と連携しながら支援していくとともに、引き続き、国に対する事業継続と予算の十分な措置等の要請や、県の支援策の検討を行っていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>A : 1</p>



花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(5) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>① 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPAの発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(5) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>① 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について</p> <p>当市では、東北地方の自治体・JAで初となるRTK-GPS地上基地局を独自に整備するなどスマート農業技術の導入推進を図っております。</p> <p>今後、スマート農業の更なる事業推進を図るため、国事業である「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（経営体育成支援事業）」により国の支援をいただきたいと考えておりますが、スマート農業機器は高額であり、なかなか導入に踏み切ることのできない農業者が多い現状にありますことから、国に対し、補助事業の補助率及び上限額の嵩上げを要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>さらに、当該補助事業の採択にあたっては、スマート農業推進のための環境整備等に関するポイント加算がなく、付加価値額の拡大率や経営面積の拡大率などのみが採択基準となっていることから、スマート農業機器の導入を進めやすい環境整備を行い、スマート農業機器の導入を推進しようとしても、採択とならない状況となっております。このことから、地上基地局の独自設置などスマート農業機器の導入が進みやすい環境整備を行っている場合には、ポイント加算されるよう事業採択の要件に加えていただくよう採択基準の見直しを国に要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>スマート農業は、担い手が減少する中、労力軽減、規模拡大、生産性の向上など、担い手が希望を持てる魅力ある農業の実現に向けて、重要な取組と考えています。</p> <p>「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」については、こうした取組を進める上で有効であることから、令和元年6月に、県では国に対し、必要な予算の十分な措置及び補助率を1/2に引き上げるよう要望したところです。（A）</p> <p>なお、平成30年度までの経営体育成支援事業では補助上限額が1経営体当たり300万円とされていましたが、令和元年度以降の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（先進的農業経営確立支援タイプ）」では、個人1,000万円、法人1,500万円に補助上限額が引き上げられているところです。（A）</p> <p>また、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（地域担い手育成支援タイプ）」では、従来と同様のポイント制ではありませんが、スマート農業技術を活用した施設や機械の導入について優先的に支援するイノベーション優先枠が設定されているところであり、活用の検討をお願いします。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>A：2 B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(5) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>② ロボットトラクターや農業用ドローンについて</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、T P P 1 1 や日欧 E P A の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(5) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>② ロボットトラクターや農業用ドローンについては、担い手不足の解消、作業の省力化対策として今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、より使いやすい環境の整備が求められています。</p> <p>しかしながら、農業用ドローンによる作業は、操縦オペレーターとナビゲーターの2人1組での作業が義務付けられており、人手不足の解消や労力軽減に結び付かない現状にあります。また、農業用ドローンによる農薬散布を行う場合、地上散布用の登録農薬に比べてドローンで散布可能な登録農薬が限定的である(地上散布用の約15%しかドローン用は登録されていない)ことから、ドローンによる農薬散布がなかなか普及しない現状となっております。</p> <p>さらに、ロボットトラクターに関しましては、無人走行区域が圃場内に限定されており、隣接する圃場間の移動については有人で行わなければならないため、ロボットトラクターを導入しても、無人作業による労力軽減や省力化といったメリットを十分に享受できない状況にあります。</p>	<p>国は、規制改革推進に関する第5次答申を受け、規制改革実施計画を令和元年6月21日に閣議決定するなど、規制改革を進めています。</p> <p>その中で、農業用ドローンについては、</p> <p>① 空中散布用の航空局標準マニュアルを令和元年7月30日に策定</p> <p>② 既存の散布用農薬の希釈倍率の変更登録申請の場合は作物残留試験を不要とする</p> <p>としています。</p> <p>今後、ロボットトラクターの無人走行も含めて、国の規制改革の動向を注視しながら、必要に応じて対応を検討していきます。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>このことから、スマート農業機器の導入を推進するため、国に対し、次の項目について規制緩和を要請していただきますよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ドローン使用にあたり、操縦オペレーター1名のみで作業可能となるよう運用基準を緩和すること</li> <li>・農業用ドローン散布に適した高濃度登録農薬の登録拡大を推進すること。</li> <li>・ロボットトラクターの無人走行による圃場間移動が可能となるよう基準緩和すること。</li> </ul>				
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(6) 岩手県における森林資源の把握・解析の推進について          農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPAの発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(6) 岩手県における森林資源の把握・解析の推進について          花巻市では、森林の適切な管理を図っていくため、四本柱としてスマート林業の構築(森林資源の把握・解析によるデータと林地台帳を併せた森林情報の一元管理)、森林経営の集約化の推進(意欲ある事業体等への経営誘導)、人材の確保育成、里山整備を推進することとしております。</p> <p>その中で、森林資源の把握・解析につきましては、航空レーザ測量技術により、現地でのサンプル調査に比べ、精度の向上や省力化が可能となります。また、航空レーザ測量技術により解析されたデータから治山施設の状況、地滑りや崩壊地の情報を把握することが可能となり防災上の活用も期待されます。こうした効果については、市単独ではなく、広域での取組によりさらに高まることから、岩手県として計画的に航空レーザ測量による森林資源の解析に取り組むよう要望いたします。</p>	<p>森林資源を詳細に調査・解析する技術は、航空機やドローンを用いたレーザ計測など様々な技術が開発されておりますが、計測データの精度や費用対効果等について、調査・検討する必要がありますと考えています。</p> <p>県では、令和元年度から、航空レーザ計測等による森林資源の調査・解析を実施しており、この調査結果を踏まえ、市町村との連携も含めて航空レーザ計測による森林資源の調査・解析のあり方について検討していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(7) 日本型直接支払制度の予算確保について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、T P P 1 1 や日欧 E P A の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(7) 日本型直接支払制度の予算確保について</p> <p>農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されるものであります。</p> <p>多面的機能支払制度においては、平成30年度も、平成27年度から平成29年度に引き続き活動組織が5年間の活動計画により計画している交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動（水路整備等）に支障をきたしていることから、平成31年度から平成35年度において実施される第2期目の日本型直接支払制度の事業費を満額確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに担い手への農地集積等の構造改革を後押しするため、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところですが、多面的機能支払における令和元年度交付金の国の配分は、要望額の88%となっています。</p> <p>このため、県では、国に対して、必要な予算の確実な措置について要請しており、今後も満額確保に向け、様々な機会をとらえて国に働きかけていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(8) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて            農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPAの発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(8) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて            農業農村整備事業の国の予算は、平成30年度から農地中間管理機構関連事業が追加され、平成30年度補正予算繰越分と令和元年度当初予算を合わせると、毎年前年度を超える予算が確保されております。</p> <p>しかしながら、花巻市においては、令和元年度時点で圃場整備実施地区が新規地区1地区を含む4地区、計画調査地区は新規地区4地区を含む8地区で実施しており、集落内での合意形成を進めている申請準備地区も数多く控えている状況で、更なる基盤整備の要望があり、農村の高齢化が進む中であって、農地の区画拡大による農作業効率の向上や農地の担い手へのさらなる集積・集約化を進める必要があることから、農業農村整備事業の令和2年度当初予算を令和元年度予算（当初予算と平成30年度補正予算を含む）と同額程度確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>国の農業農村整備事業関係予算については、平成31年度当初予算と平成30年度補正予算を合わせて前年度を上回る額が確保されたところです。</p> <p>地域からの整備要望が多く出されている状況を踏まえ、令和2年度予算についても令和元年6月11日、9月25日、11月7日、令和2年1月28日に国に要望したところであり、引き続き必要な予算が配分されるよう、国に働きかけていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(9) 有害鳥獣被害対策について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、T P P 1 1 や日欧 E P A の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(9) 有害鳥獣被害対策について</p> <p>鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止に係る抜本的な取組の強化について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>特にニホンジカについては、市内農作物への被害が増加傾向にあり、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っております。しかし、当該交付金予算が要望額に満たないため、市単独により予算措置している状況であることから、鳥獣被害防止総合対策の十分な予算を確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>本県では、野生鳥獣の個体数管理や被害防止のため、狩猟期間の延長や新規狩猟者の確保などに取り組んでいるところです。</p> <p>令和元年6月に国に対し個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標の達成に向けて、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図ること、及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、有害捕獲活動の上限単価引き上げや必要な予算措置することについて要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部、農政部</p>	<p>B : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(10) 「水田活用の直接支払交付金による産地交付金」における飼料用米の団地化加算要件の緩和について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPAの発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(10) 「水田活用の直接支払交付金による産地交付金」における飼料用米の団地化加算要件の緩和について</p> <p>「水田活用の直接支払交付金による産地交付金」における飼料用米の団地化加算要件については、飼料用米を2ha以上団地化して作付することとされていますが、中山間地域等においては、小区画圃場が多いことなど団地化が困難であることから、団地化加算要件を緩和するよう要望いたします。</p>	<p>県では、飼料用米の効率的な生産を推進するとともに、主食用米への飼料用米混入を未然に防止するため、産地交付金に飼料用米の2ha以上の団地化を要件とする県推進メニューを設定しているところです。</p> <p>県内の中山間地域などの条件不利地域では、産地交付金のメニューとして独自の団地化要件（1ha以上等）を設定している事例もあり、地域の判断で地域の実情に応じた2ha未満の設定も可能です。</p> <p>地域農業再生協議会が産地交付金のメニューを検討する際に、地域の実情に応じた要件が設定できるよう県も支援していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 産業団地整備に係る農業振興地域除外手続き要件緩和について</p> <p>県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでおり、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業団地の拡張・造成が必要となります。</p> <p>造成事業の推進にあたって、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内農用地が含まれていた場合、当該地を農業振興地域から除外する必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点いずれかを満たしていることが必要とされていると認識しております。</p> <p>(1) いわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等とすること</p> <p>(2) (1) 以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと</p> <p>イ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>オ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること</p> <p>(1) 及び (2) いずれの場合においても、個別具体的に立地企業の規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等について決定している必要があると認識しておりますが、事業者にとっては産業団地造成前にこれら要件を決定することはハードルが高く、結果的に農業振興地域からの除外が困難な状況です。</p> <p>つきましては、新たな産業団地の整備に関し、国に対し農業振興地域からの除外にかかるこれら基準の緩和を要請していただきますようお願いいたします。</p>	<p>県南部において産業団地が不足している状況については、県としても認識しているところです。</p> <p>企業の立地ニーズに迅速に対応するためには、あらかじめ一定の面積の産業団地を可能な限り条件の良い地域に確保することが重要であり、農業上の土地利用の調整が計画上整った農地についても候補の一つとなり得るものと考えられます。</p> <p>県として、こうした実情について、機会を捉えて国に対して説明していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>



花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について</p> <p>訪日外国人観光客数を2020年までに4千万人、2030年までに6千万人に増加させるという国が掲げる目標を達成するためには、いわて花巻空港をはじめとした地方空港のさらなる利用促進が重要でありますことから、以下のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 台北及び上海に加えて他のアジア諸国との定期便就航に向け、県が積極的に取り組まれておられることに感謝するとともに、今後もそのような取り組みを要望いたします。</p> <p>(2) 東北横断自動車道秋田釜石線の全線供用開始、三陸沿岸道の宮古以南ほぼ全線供用開始等により県内交通網の利便性が格段に向上したことなどにより特に沿岸の住民の方々のいわて花巻空港へのアクセスが格段に向上しており、いわて花巻空港を利用した国内各地への移動の利便性が向上しております。また、ここ数年、羽田空港を発着する国際線が成田空港を凌駕する勢いで増加する中で、羽田空港といわて花巻空港を結ぶ定期便がないことが豪州、東南アジアを含め外国人観光客の誘致を図る上で大きなハンディともなっております。このように県民、特にいわて花巻空港に近い県南及び沿岸住民の利便性向上、外国人を中心とする観光客誘致の観点から、いわて花巻空港・羽田空港間の定期便就航を図ることは喫緊の課題ともなっていると考える次第です。羽田発着便については、羽田発着枠配分基準検討小委員会において、増枠の可能性も視野に入れた政策コンテスト枠の更新がなされる時期が近づいていると理解する次第ですが、政策コンテスト枠の募集があった場合には、岩手県として応募することをご検討いただくよう要望いたします。</p> <p>(3) ゲートウェイ空港となる、新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるよう、国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じるよう国に要請していただきますよう要望いたします。また、過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港といわて花巻空港との直通便の復活について取り組むよう要望いたします。</p> <p>(4) いわて花巻空港をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便のさらなる誘致促進について国に働きかけるよう要望いたします。</p>	<p>(1) 台北定期便及び上海定期便の就航により、本県の外国人観光客も両地域を中心に増加しているところです。今後も国際線の更なる運航拡大を図るため、近年チャーター便が運航されている香港等に対して誘致活動を展開していきます。(A)</p> <p>(2) 羽田便については、航空会社より、新幹線との競合や羽田空港の発着枠の問題等から実現の見通しは厳しいとの見解が示されているところですが、国内外とのアクセス向上やインバウンド誘客、ILC誘致の実現に向けて取り組んでいる本県にとって、国際ハブ空港である羽田空港との接続は重要であると認識していることから、航空会社に対して羽田便の開設について継続して要望していくほか、政策コンテスト枠への応募について、航空会社と可能性を検討していきます。(B)</p> <p>(3) ゲートウェイ空港となる新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便の更なる拡充について、県では、花巻空港の更なる国際線の運航拡大を図ることを優先に航空会社への誘致活動に取り組んでいるところです。</p> <p>ゲートウェイ空港への国際便の拡充を要望することについては、台北、上海以外の国際便の花巻空港への就航可能性を見極めながら判断していきます。(C)</p> <p>ゲートウェイ空港との乗り継ぎについて、航空乗継利用促進協議会を通じて、乗継空港における利便性向上等を国に要望しており、今後も継続して取り組んでいきます</p> <p>また、過去に就航実績のある空港との直通便の再開については、就航中の大阪線(伊丹)など既存路線との競合性や需要見通しなどを踏まえながら、必要に応じて航空会社への働きかけを検討していきます。(B)</p> <p>(4) 地方空港への国際便の拡充については、北海道東北地方知事会を通じて、地方航空路線の維持・拡充を図るために必要な対策を講じるよう提言するなどの働きかけを行っており、今後も引き続き取り組んでいきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A : 2 B : 2 C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の解体工事に対する支援制度の拡充について</p> <p>本市は、「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づき立ち上げた岩手中部広域行政組合（構成市町：花巻市、北上市、遠野市、西和賀町）が新たに整備したごみ焼却施設において、平成27年10月より可燃ごみの広域処理を行っておりますことから、今後、使用廃止した一般廃棄物処理施設を解体撤去することとなります。</p> <p>一般廃棄物処理施設の解体には、安全な地域住民生活や公共用地の有効利用など様々な課題があり、さらには、施設解体工事に係る経費はダイオキシン類の飛散防止などを含め膨大であり、自治体にとって大きな財政負担となります。</p> <p>しかし、一般廃棄物処理施設整備の支援を目的に創設された循環型社会形成推進交付金制度においては、広域的な廃棄物処理施設の整備により生じた廃止施設の解体撤去費は交付金の対象外となっております。</p> <p>また、現状では、一般廃棄物処理施設の撤去費用に充当できる地方債としては、充当率90%で交付税措置のない公共施設等適正管理推進事業債のみとなっております。</p> <p>つきましては、ごみ処理の広域化により廃止した廃棄物処理施設の解体工事についても、循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること、また、一般廃棄物処理施設の撤去費用に充当できる十分な交付税措置のある市債制度を創設することなど、十分な財政措置を講じるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>一般廃棄物処理施設の解体につきましては、循環型社会形成推進交付金制度に限らず、解体事業等に対する新たな支援制度の創設等の支援施策の充実を図ることについて全国環境衛生・廃棄物関係課長会を通じ要望を行っているところです。</p> <p>今後も引き続き、機会を捉え国に要望して参ります。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>
<p>7 ホットタウン湯口の利活用について</p> <p>当市の西部に位置するホットタウン湯口の県有未造成地（7.9ha）につきましては、草刈り等の維持管理に努めていると伺っているところでありますが、雑草が繁茂しやすく、山火事の発生、病害虫の発生源、クマ、キツネなどの有害鳥獣の出没が増加するなど、日常生活の安全面に重大な影響を及ぼす恐れがあり、地元からも維持管理の充実や具体的な利活用を前提とした対応を求められているところであります。</p> <p>これらのことから、県におかれましても、日常管理のご配慮とともに、積極的な利活用等の促進をしていただき、併せて分譲中の土地におかれましては、岩手県土地開発公社に対し、引き続き早期分譲に向けた販売促進を要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>旧住宅供給公社から岩手県土地開発公社が引き継いだ既造成地内の未分譲地について、岩手県土地開発公社では、キャッシュバック等の分譲キャンペーンを行っており、花巻市定住促進課と連携して、今後も販売促進に努めていくと聞いております。</p> <p>（B）</p> <p>県有未造成地については、今年度も地元住民に草刈等を委託し、害虫等の被害を防止するとともに、当該敷地の伐木等による環境改善を進めることとします。また、現時点においても土地の利活用等が難しい状況から、引き続き、土地の売却処分に取り組むこととします。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：2</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 広域的な公共交通の維持対策について</p> <p>本市では、平成29年6月に策定した花巻市地域公共交通網形成計画に基づき、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置付けられる拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線路線バスについては、市民の日常生活に必要不可欠な広域生活路線として位置付け、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところであります。</p> <p>一方で、モータリゼーション、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、路線維持には財政的援助が不可欠な状況となっています。</p> <p>そのような中、県単補助事業であります「地域バス交通支援事業費補助金」については、平成23年度から指定被災市町村への特例として、補助要件の一つである「平均乗車密度が4人以上」を適用外にするなど、国庫補助事業に準じる形で、特段のご配慮をいただいていたところであります。しかし、平成28年度に国の要綱が改正され、沿岸地区の一定の要件を満たす路線以外の路線については、特例期間が「当分の間」となり、また、国は令和2年9月末で特例を廃止する方針としています。県においてもこれに準じて特例を廃止する方針としており、特例が廃止された場合、当市の補助対象路線2路線のうち、大迫石鳥谷線が平均乗車密度の要件を満たしておらず、補助対象から外れることが懸念されます。大迫石鳥谷線は、大迫地域からJR東北本線の石鳥谷駅に接続する重要な路線であり、大迫地域住民の日常生活に欠くことができない路線となっております。</p> <p>つきましては、市民の日常生活に必要不可欠な広域生活路線の維持のため、特例期間の継続について国に要請していただくとともに、県におかれましては国庫補助事業に準じる形となっております「地域バス交通支援事業費補助金」の特例期間を恒久的な補助対象期間とするなど、県独自の新たな財政支援策等についても併せてご検討いただくよう要望いたします。</p>	<p>県では、国が「当分の間」としている地域間幹線系統補助に係る激変緩和措置に合わせて「地域バス交通支援事業費補助金」の特例を設けているところであり、地域の生活の足の確保のため、国が特例期間を一定程度継続するよう、引き続き要望を行ってきたところですが、国の方針は明らかになっていないところです。</p> <p>県では令和元年度、「地域内公共交通構築検討会」を新たに設置して、国庫補助の激変緩和措置が終了した場合の対応策などについて検討を進めてきたところであり、令和2年度に補助路線の代替交通への補助事業を新設する予定としています。また、激変緩和措置の延長については、国に対し引き続き要望を継続しつつ、国の対応方針が明らかになるのを見定めた上で、仮に延長がない場合には、速やかに地域公共交通ネットワークの維持確保を図る観点から検討を行い、必要な予算確保に努めます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 予約応答型乗合交通に係る支援について</p> <p>本市では、支線路線バス等が運行していない地域の生活交通として、利用者の需要に応じて運行する予約応答型乗合交通を導入しており、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。</p> <p>今後、高齢化及び人口減少等の進行に伴う路線バス利用者の減少が見込まれることから、現在、予約応答型乗合交通を導入していない地域についても、民間事業者が運行する支線路線バスの維持が困難になった場合は、順次、予約応答型乗合交通への転換を図っていくこととしております。</p> <p>県においては、地域公共交通活性化推進事業費補助金により、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対して支援していただいておりますが、予約応答型乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されているため、既に運行を実施している予約応答型乗合交通の運行費用には活用できない制度となっており、今後、予約応答型乗合交通への転換を図っていくなかで財政的負担の増加が懸念されます。</p> <p>つきましては、予約応答型乗合交通などにより継続的な地域住民の生活交通の確保を図る市町村が広く活用できる支援制度となるよう、補助要件における事業の新規性の撤廃、車両購入費の補助対象化など、制度の見直しについて検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>県では、地域公共交通活性化推進事業費補助金により、市町村がバス路線の再編に伴いデマンド交通等の実証運行を行う場合、3年間（本格運行への移行後も含む。）、その運行費用に対する補助を行っていますが、期限を定めることなく支援を続けることは難しいと考えています。ただし、補助路線において広域バス路線からデマンド交通などに転換せざるを得ない場合については、令和4年度までに限り補助路線の代替交通への補助事業を新設したところです。</p> <p>また、地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援する地域内フィーダー系統確保維持費補助について、地域の生活の足を確保するため、新規性を必要とする補助要件の緩和や補助上限額の拡大を行うよう、国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 (仮称)道の駅「西南」設置について</p> <p>主要地方道盛岡和賀線笹間バイパスの太田・轟木地内において、道路利用者への安全で快適な道路環境の提供及び地域の振興を目的に、西南地区への「道の駅」設置に向けて市及び地域等関係者が一丸となって取り組んでおります。</p> <p>平成30年度は、道の駅「(仮称)西南」実施設計、用地取得を行い、造成工事にも着手しており、今年度は、引き続き造成工事及び建築工事を進めてまいります。</p> <p>つきましては、地域の特性を生かした個性豊かなにぎわいの場として、更には防災機能も兼ね備えた地域活性化拠点施設としての「道の駅」設置に向け取り組んでまいりますので、休憩施設(駐車場、トイレ)及び情報発信施設の整備につきまして、引き続き事業を進めていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>あわせて、来年度のオープンに向け、着実に「道の駅」として登録されるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>平成30年度は道路管理者分の事業用地の買収など実施しました。今年度は引き続き、貴市と一体となって「道の駅」登録に向け取り組むとともに、道路休憩施設及び道路情報提供施設の整備推進に努めていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 (仮称)花巻PAスマートインターチェンジの新規事業化について</p> <p>当市では、東北縦貫自動車道や、東北横断自動車道釜石秋田線などの高速交通網の恩恵を最大限に活かし、地域内外の産業拠点や救急医療施設との高速道路による有機的連携を図るため、東北縦貫自動車道花巻PAへのスマートインターチェンジ設置を目指しているところです。</p> <p>花巻PAに近接する北上工業団地には、「東芝メモリ」が新工場の建設を進めており、1,000人規模による量産開始が予定され、また、同団地の拡張が予定されるなど、将来的にも当該地域周辺からの製造品搬送における高速道路の利用増加が見込まれます。</p> <p>こうした物流の急激な増加に対応するためにも、早急に北上工業団地立地企業などの高速道路へのアクセス向上による利便性を高めることが非常に重要であります。</p> <p>こうしたことから、市では、花巻PAへのスマートインターチェンジ整備について、本年3月までに関係機関からなる準備会を3回開催し、国土交通省の調査支援を受けながら、実施計画書(案)の策定を行ってきたところであります。</p> <p>さらに、この(仮称)花巻PAスマートインターチェンジと国道4号花巻東バイパス南口を結ぶための市道「山の神諏訪線」を整備中であり、あわせて周辺を企業立地の候補地として活用を検討しているところです。</p> <p>つきましては、このスマートインターチェンジについて、早期に事業化となるよう国へ要請していただきますとともに、県道花巻和賀線と連結するためのアクセス道路の整備に向けて特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。</p>	<p>スマートインターチェンジは、高速道路の利便性が向上することに加え、物流の効率化、医療機関へのアクセス向上、観光振興などの面で地域に多様な効果をもたらす事業であるとともに、既存の道路ストックを「賢く使う」という点においても、有効な施策であると認識しており、6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望等において、整備を推進するための必要な予算を確保するよう国に要望しています。(B)</p> <p>また、平成30年8月10日に(仮称)花巻PAスマートICが国の準備段階調査箇所として採択となり、令和元年9月20日には連結が許可されました。県道花巻和賀線へのアクセス道路については、令和2年度より現地測量・設計に着手予定です。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1 B : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>12 国道4号花巻・北上市境における4車線拡幅整備について</p> <p>国道4号山の神地内の花巻東バイパス南口から北上市村崎野地内までの約3km区間については2車線であるためボトルネックとなっており、慢性的渋滞や交通事故も多い状況にあります。</p> <p>また、周辺にある北上市の工業団地には「東芝メモリ」が新工場の建設を進めており、1,000人規模による量産開始が予定され、関連企業の進出も見込まれております。</p> <p>このため、国道4号の渋滞は、ここ数年の間にも、更に深刻化することが予想されているところであります。</p> <p>こうした中、本年3月29日に「国道4号北上花巻道路」が国による計画段階評価を進めるための調査箇所決定いただき、「山の神地区交差点改良」が新規事業化されました。</p> <p>また、6月14日には「国道4号北上花巻道路」が計画段階評価として社会資本整備審議会道路分科会東北地方小委員会において審議され、現道拡幅による整備方針案が提示されましたことは、国道4号を基幹とする岩手県南地域における交通環境改善に向けた大きな前進であると捉えているところであります。</p> <p>つきましては、国道4号の山の神地区交差点改良の早期完成と花巻・北上市境における2車線区間の4車線拡幅整備の早期事業化について、国に要請していただきますよう強く要望いたします。</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望等において、一般国道4号の整備促進について国に要望しています。</p> <p>引き続き一般国道4号における2車線区間の4車線化の早期事業化について国へ強く働きかけていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13 主要地方道の整備について</p> <p>(1) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について</p> <p>本路線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部を接続する広域的な重要路線であり、県内においては、西和賀地域から、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通施設へのアクセス道路や、観光地域を直結する観光ルートとして、産業・経済の発展や文化の交流促進などの効果が期待されています。</p> <p>また、当市と西和賀町を最短距離で結ぶだけではなく、西和賀町沢内地区内においては、花巻市内の病院への通院路線として利用する重要な道路であります。</p> <p>しかしながら、本路線は、未だ冬期間においては通行止めとなることから、迂回を余儀なくされており、一日も早い通年での通行確保が望まれているところであります。</p> <p>こうした中、昨年4月の冬期通行止め期間中には、西和賀町沢内地区内において土砂崩れが発生し、さらに、10月には別の箇所においても新たな土砂崩れが確認されており、いまだに復旧の目途が立っていない状況にあります。このようなことから、事業が進められている未改良区間の道路改良整備の重要性、緊急性を改めて認識したところであります。</p> <p>交流・連携及び防災・減災に資する重要な路線としての機能が十分に発揮されるためには、未改良区間の小倉山の2工区4号トンネルの開通が不可欠であることから、早期の着工と完成が強く求められております。</p> <p>つきましては、本路線の道路整備予算の確保を図り、未改良区間の整備促進に特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。8号橋下部工工事については平成29年6月に完了したところであり、8号橋上部工工事については、令和元年11月に概成しました。また、4号トンネルについては、現在、工事契約手続きを進めており、引き続き整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>一方、西鉛地区から旧野外活動センターまでの区間の整備については、地形が厳しく、多額の事業費が見込まれることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1 C : 1</p>



花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13 主要地方道の整備について</p> <p>(2) 主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について</p> <p>本路線は、盛岡市と北上市を結ぶ幹線道路であり、また国道4号を補完するルートとして、地域間の交流、連携及び産業経済の活性化を支える重要な役割を担っております。</p> <p>近年、本路線の交通量は大幅に増大し、特に、大型車両の増加が著しく、沿線には人家や振興センターなどの公共施設があり、小中学生の通学路となっております。</p> <p>北湯口地区と大瀬川地区においては歩道が未整備となっており、子供や高齢者の歩行が危険な状況であり、歩行者の安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、北湯口地区の約1,600mと大瀬川地区の約500mの歩道整備促進について要望いたします。</p>	<p>御要望の箇所については、令和元年度、大瀬川地区で用地調査、北湯口地区で橋梁調査を実施しています。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
<p>13 主要地方道の整備について</p> <p>(3) 主要地方道盛岡大迫東和線の歩道整備について</p> <p>主要地方道盛岡大迫東和線については、大迫町大迫川原町(かわらまち)地区から大迫町内川目中野向(なかのむかい)までの約2,000mの歩道の整備をしていただいたところであり、</p> <p>しかしながら、その延長である大迫町内川目中野向地区から小付内(こつくない)地区までの区間約1,600mと立石地区の一部約15mは、児童の通学路である一方、早池峰国立公園へのアクセス道路であることから、登山シーズンには交通量が増大し、また、冬期間の積雪時には除雪により道幅が狭くなるなど、児童生徒の安全確保に苦慮している状況にあります。</p> <p>つきましては、児童生徒の安全確保等のため、当該区間への歩道整備について要望いたします。</p>	<p>歩道整備については、各地域から多くの要望があることから、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めています。</p> <p>中野向地区から小付内地区までの区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえ、総合的に判断していきます。(C)</p> <p>立石地区の一部約15m区間については、今年度、用地を取得したところであり、工事に着手しています。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1 C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13 主要地方道の整備について            (4) 主要地方道花巻北上線の整備促進について            本路線は、国道456号を補完し北上川東側地区の経済活動や交流、連携を支える重要な役割を担っております。            特に東十二丁目地区は、片側1車線で整備されているものの、歩道がなく歩行者の安全が十分に確保されていない状況にあります。            本路線の島バイパス工事につきましては、平成22年度から整備着手していただき、平成28年度からは道路本体工事に着手していただいております。順調に事業を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。            つきましては、引き続き整備促進に努めていただき、早期完成が図られるよう要望いたします。</p>	<p>主要地方道花巻北上線の島工区については、平成22年度に事業着手し、平成28年度から道路本体工事に着手したところです。            令和元年度は道路改良工事及び舗装工事を進め、地元の御協力をいただきながら、令和2年3月26日に供用開始しました。            (A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
<p>13 主要地方道の整備について            (5) 主要地方道北上東和線の整備促進について            本路線は、東和地域と北上市更木地区を結ぶ重要な幹線路線であり、また、岩手県立中部病院へのアクセス道路として、救急搬送や通院路線となっていることから、安全で速やかな走行が求められ、東和地域のみならず大迫地域や遠野市等からの搬送時間の短縮が期待されます。            しかしながら、当該路線において、曲折、急勾配、幅員の狭小箇所など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。            つきましては、道路利用者の安全確保のため、これら危険個所の改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>主要地方道北上東和線の更なる改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
<p>14 一般県道の整備促進について            (1) 一般県道花巻田瀬線の整備促進について            本路線は、東和町田瀬地区と矢沢地区を結ぶ路線で、奥州市や遠野市、一関市東部から花巻・盛岡方面へ向かう利用者も多く、重要な路線となっております。            また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年各種イベントが開催され、特にも全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの通行量が増大しております。            しかしながら、谷内峠付近は曲折、急勾配など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。            つきましては、道路利用者の安全確保のため、これら危険個所の改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>一般県道花巻田瀬線谷内峠付近の更なる改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、地形が厳しく、多額の事業費が見込まれることから、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14 一般県道の整備促進について            (2) 一般県道下宮守田瀬線の整備促進について            本路線は、国道107号と国道283号を結び、東和町田瀬地区から隣接する遠野市宮守町、奥州市江刺区に通じる幹線道路であり、また、沿線には田瀬ダム、田瀬釣り公園、オートキャンプ場などが立地しており、毎年、各種イベントが開催されているところがあります。特にも、田瀬ダムでは全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの交通量が増大してきており、観光振興を支援する重要な路線となっております。            しかしながら、田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。            つきましては、道路利用者の安全確保のため、田瀬ダム堰堤から西側約600mと東側1,300mの改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>一般県道下宮守田瀬線の御要望の区間については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。            なお、法面の落石対策等については、来年度以降に調査設計を実施し、道路の適切な維持管理に努めていきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
<p>14 一般県道の整備促進について            (3) 一般県道石鳥谷大迫線の歩道整備促進について            本路線は、国道4号と大迫地域を結び、地域の交流や連携及び産業経済の活性化を支える重要な路線であります。また、朝夕の通勤通学時間帯に主要道路を迂回する車両、特に大型車両による交通量が増大傾向にあります。沿線には人家が多く、近隣には保育園や小学校、県立高校が位置するなど、通勤通学路として利用されておりますことから、歩行者等の交通安全対策が重要な課題となっております。            つきましては、道路利用者の安全確保のため、歩道整備について早期着手されるよう要望いたします。</p>	<p>歩道整備については、各地域から多くの要望があることから、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めています。            御要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえ、総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14 一般県道の整備促進について</p> <p>(4) 一般県道花巻停車場花巻温泉郷線の延伸整備について</p> <p>本路線は、花巻駅を起点とし、台温泉までの延長約10kmの、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用している道路であります。台温泉は、温泉旅館、自炊旅館、日帰り温泉が点在する歴史ある温泉街で、その利用者は、宿泊客、日帰り客合わせて年間約44,000人にもなります。</p> <p>台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセス道路が無く、観光面のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。</p> <p>本路線は、急峻な自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあります。そのため、近年、全国的に頻発している集中豪雨などが発生した場合、斜面崩壊や地滑り、洪水や土砂の氾濫、流木の集積などにより道路が寸断されることが懸念されております。さらに、当該地区には迂回路もないことから、このような災害時においては、台温泉利用客や周辺住民の孤立化が危惧されております。</p> <p>つきましては、災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備していただきますよう要望いたします。</p>	<p>御要望の区間は、平成27年度に一般県道花巻停車場線と一般県道花巻温泉郷線の2路線を統合し、一般県道花巻停車場花巻温泉郷線として新規路線認定する際に、道路の現状が無いことから除外した区間であり、周辺地域における大きな環境の変化が見受けられないことや、地形が厳しく、整備には多額の事業費が見込まれること等から、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>15 自転車道の整備促進及び舗装補修について</p> <p>(1) 一般県道北上花巻温泉自転車道線の舗装補修について</p> <p>自転車は、近年、全国的なサイクリングブームにより、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。</p> <p>当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業を実施し、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところではありますが、更なる自転車活用を図るため下記のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 一般県道北上花巻温泉自転車道線の舗装補修について</p> <p>本路線は、桜の名所として全国的に有名な北上市展勝地公園を起点とし、花巻市内の中心市街地を通り県内随一の宿泊施設を誇る花巻温泉までの観光地を繋ぐ、延長約25kmの自転車専用道路として、市民や観光客に親しまれております。</p> <p>本自転車道については、平成28年度岩手国体開催時に花巻駅から小瀬川地区付近までの区間について緊急整備を実施していただいたところですが、北上市側も含め、全体的に舗装の経年劣化がみられ、今後の自転車の円滑な通行に支障が生じるおそれがあります。こうした状況は、花巻市内では、特に、小瀬川地区（JAグリーンホーム落合付近）から台地区（主要地方道花巻平泉線交差点付近）までの約2.8kmで見受けられ、雑草の繁茂などにより、景観上も好ましくない状況となっております。</p> <p>つきましては、自転車による観光振興、住民の健康増進、児童生徒の安全な自転車通学路の確保のためにも、北上市展勝地公園から花巻温泉までの当該路線を一体的に適正な整備をしていただきますとともに、小瀬川地区から台地区までの約2.8km区間について、早急に路面補修を行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>北上花巻温泉自転車道線の舗装補修については、平成28年度から緊急性の高い箇所を優先しながら、これまで約2.9kmの区間で補修を進めてきており、要望のあった小瀬川地区から台地区の約2.8kmの区間についてもこれまでに約0.8kmを実施してきたところです。今年度も、台地区の約0.5kmを実施しており、引き続き、舗装補修の推進に努めていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>15 自転車道の整備促進及び舗装補修について            (2) 一般県道遠野東和自転車道線の整備促進について            自転車は、近年、全国的なサイクリングブームにより、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。            当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業を実施し、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところでありますが、更なる自転車活用を図るため下記のとおり要望いたします。            (2) 一般県道遠野東和自転車道線の整備促進について            本路線は、遠野市土淵町伝承園から宮守町を經由し、花巻市東和町田瀬に至る延長29.8kmで計画された自転車道であり、平成12年4月の一部共用開始以降、サイクリングや散策等に利用されておりますが、柏木平地区から田瀬地区への一部区間が未整備となっております。また、既に整備済の自転車道誘導看板等へは田瀬地区までのルートが記載されるなど、実際に整備されている区間と案内表示板に相違がある状態となっております。            つきましては、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの3.3km(遠野市宮守町分2.5km、花巻市東和町分0.8km)の未整備区間について、早期の整備再開を要望いたします。</p>	<p>一般県道遠野東和自転車道線については、平成4年度に事業着手し、平成17年度までに約27kmを供用したところですが、厳しい財政状況から約3kmの残区間は休止としているところです。            御要望の箇所については、整備済み区間の利用者の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、地形が急峻で、事業費が大きくなると見込まれることから、整備の再開は難しい状況です。            なお、整備済の自転車道誘導案内板等については、案内板の改善を優先し、維持修繕に努めていきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>16 北上川の築堤整備について</p> <p>(1) 北上川新堀地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨災害においてもでは、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流緊急治水対策事業として、市内の3地区（八幡地区、新堀地区、八重畑地区）が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進して頂いております。</p> <p>その後、北上川右岸の石鳥谷地区築堤工事、八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、更には防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木・堆積土砂撤去等、実施予定となっております。深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水の被害が発生、また近年全国で頻発する豪雨による水害等もあり、地域住民が大きな不安を抱えております。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対して、河川改修事業の促進を要望していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 北上川新堀地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>一級河川北上川左岸石鳥谷大橋下流の新堀地区について、早期の輪中堤等による治水対策事業着手について、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても早期の事業着手を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市）の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行ってまいります。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>16 北上川の築堤整備について</p> <p>(2) 北上川八重畑地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨災害においてもでは、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流緊急治水対策事業として、市内の3地区(八幡地区、新堀地区、八重畑地区)が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進して頂いております。</p> <p>その後、北上川右岸の石鳥谷地区築堤工事、八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、更には防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木・堆積土砂撤去等、実施予定となっております。深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水の被害が発生、また近年全国で頻発する豪雨による水害等もあり、地域住民が大きな不安を抱えております。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対して、河川改修事業の促進を要望していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 北上川八重畑地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>一級河川北上川左岸東雲(しのめ)下流の八重畑地区について、早期の輪中堤等による治水対策事業着手について、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても早期の事業着手を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(概ね紫波町～奥州市)の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行ってまいります。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>



花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>16 北上川の築堤整備について</p> <p>(3) 北上川八幡地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨災害においてもでは、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流緊急治水対策事業として、市内の3地区（八幡地区、新堀地区、八重畑地区）が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進して頂いております。</p> <p>その後、北上川右岸の石鳥谷地区築堤工事、八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、更には防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木・堆積土砂撤去等、実施予定となっております。深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水の被害が発生、また近年全国で頻発する豪雨による水害等もあり、地域住民が大きな不安を抱えております。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対して、河川改修事業の促進を要望していただきますよう要望いたします。</p> <p>(3) 北上川八幡地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>一級河川北上川の井戸向(いどむかい)橋付近から下流の右岸約3.0km区間について、早期の堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市）の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。</p> <p>当該地区では、平成19年洪水で家屋浸水があった上流部について、国の「北上川中流部緊急治水対策事業」により平成23年度に輪中堤の整備が完了しており、下流部については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>16 北上川の築堤整備について</p> <p>(4) 北上川宮野目地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨災害においてもでは、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流緊急治水対策事業として、市内の3地区（八幡地区、新堀地区、八重畑地区）が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進して頂いております。</p> <p>その後、北上川右岸の石鳥谷地区築堤工事、八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、更には防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木・堆積土砂撤去等、実施予定となっております。深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水の被害が発生、また近年全国で頻発する豪雨による水害等もあり、地域住民が大きな不安を抱えております。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対して、河川改修事業の促進を要望していただきますよう要望いたします。</p> <p>(4) 北上川宮野目地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸約2.0km区間について、早期の堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市）の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>16 北上川の築堤整備について</p> <p>(5) 北上川外台地区築堤の延伸促進について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨災害においてもでは、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流緊急治水対策事業として、市内の3地区（八幡地区、新堀地区、八重畑地区）が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進して頂いております。</p> <p>その後、北上川右岸の石鳥谷地区築堤工事、八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、更には防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木・堆積土砂撤去等、実施予定となっております。深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水の被害が発生、また近年全国で頻発する豪雨による水害等もあり、地域住民が大きな不安を抱えております。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対して、河川改修事業の促進を要望していただきますよう要望いたします。</p> <p>(5) 北上川外台地区築堤の延伸促進について</p> <p>一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側は、平成15年度事業において延長600mの堤防が整備されましたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市）の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行ってまいります。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>16 北上川の築堤整備について</p> <p>(6) 北上川の花巻堤防の強化について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨災害においてもでは、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流緊急治水対策事業として、市内の3地区（八幡地区、新堀地区、八重畑地区）が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進して頂いております。</p> <p>その後、北上川右岸の石鳥谷地区築堤工事、八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、更には防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木・堆積土砂撤去等、実施予定となっております。深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水の被害が発生、また近年全国で頻発する豪雨による水害等もあり、地域住民が大きな不安を抱えております。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対して、河川改修事業の促進を要望していただきますよう要望いたします。</p> <p>(6) 北上川の花巻堤防の強化について</p> <p>堤内地が、住宅、商店、事務所等が密集している中心市街地となっている一級河川北上川の朝日橋付近右岸側の堤防について、河川整備基本方針で計画している規模の洪水に耐えうる堤防として、さらなる強化を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>花巻堤防については、国による「堤防浸透に関する詳細点検結果」では、安全性は基準値以上となっており、質的強化整備が不要な堤防となっていると聞いています。</p> <p>なお、側帯整備より以前に漏水実績（S56.8）があることから重要水防箇所位置づけしており、今後も監視していくと聞いています。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>17 北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進及び田瀬ダムからの放流量の確保について</p> <p>(1) 北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進について</p> <p>猿ヶ石川右岸の東和町安俵地区と同左岸の南成島地区は無堤地区であり、近年、多発するゲリラ豪雨により河川への出水が頻発し、支流中小河川との合流点においては水位が上昇し農地等の冠水被害が発生しております。</p> <p>また、天然河岸のため浸食も著しく、築堤等の整備が必要な状況にあります。</p> <p>つきましては、矢崎橋付近から上流右岸約1.0km、及び毘沙門橋付近から上流左岸約0.5kmの無堤区間について、早期の築堤整備計画並びに事業着手について国へ要請いただきますよう要望いたします。</p>	<p>北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進については、猿ヶ石川右岸の東和町安俵地区と同左岸の南成島地区は無堤となっているため、猿ヶ石川の水位上昇に伴い農地へ浸水する被害が発生しているものです。</p> <p>国では治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>県としても治水対策は重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行ってまいります。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>
<p>17 北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進及び田瀬ダムからの放流量の確保について</p> <p>(2) 田瀬ダムからの放流量の確保について</p> <p>猿ヶ石川上流に位置する国直轄の田瀬ダムは、洪水調節や農業用水の確保、水力発電、河川環境の保全など周辺地域と連携した観光や地域振興の核として、その果たす役割は多大に寄与されております。</p> <p>田瀬ダムは、過去において貯水量の確保等で非放流時期があったため、猿ヶ石川の濁水により藻類の繁茂などで水質が悪化し、魚類の生息に支障をきたしましたが、現在は水質保全施設等による水質改善とともに、弾力的管理試験として7月から9月に掛けて一定量の放流を実施していただいております。</p> <p>つきましては、河川環境の改善促進のため、田瀬ダムの試験放流を引き続き実施していただくとともに、今後において通年実施もできるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、河川環境の保全を重要な課題の一つとして認識していることから、ご要望の内容については、管理者である国土交通省に働きかけてまいります。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>18 河川改修整備促進について            (1) 稗貫川の河川改修整備促進について            大迫町下町地区を流れる北上水系一級河川稗貫川の護岸は昔ながらの石積みで形成され、川沿いの崖地の上には住居が連坦している状況にあります。これまでの度重なる局地的豪雨等による出水により石積みの護岸の崩壊や洗掘、河川敷内に繁茂する樹木の倒木等で住居が危険な状態であり、また、土砂の堆積等も進んでおり、水源域が狭くなっている状況であります。            つきましては、一級河川中居川との合流部から下流右岸370mの護岸整備や河道掘削等について、事業実施していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めているものであり、御要望の箇所については、周辺の土地利用状況などを踏まえ、県全体の治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら護岸整備の可能性について検討していきます。(C)            なお、河川巡視等により河川の状況把握を行い、緊急性などを考慮しながら河道掘削や立ち木伐採を計画的に実施し、今後とも適切な維持管理に努めてまいります。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1 B : 1</p>
<p>18 河川改修整備促進について            (2) 滝川の河川改修整備の促進について            東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は、北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部の1.7km区間は未改修のため出水により河岸が被災し、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況です。            また、近年の局地的な豪雨による出水時は河川断面が小さいことから、溢水して農地に冠水被害を及ぼすなど河川改修整備が必要であります。            つきましては、未改修区間の河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めています。御要望の箇所については、平成29年9月洪水において田畑の浸水被害があったものの、家屋への浸水の危険性が低いことから、周辺の土地利用状況などを踏まえ、県全体の治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら事業化の時期を検討していきます。            なお、本地域においては、ほ場整備事業の計画の検討も進められていることから、その計画内容も踏まえて事業化の時期等を検討してまいります。            また、河川巡視等により河川の状況把握を行い、緊急性などを考慮しながら河道掘削や立ち木伐採を計画的に実施し、今後とも適切な維持管理に努めてまいります。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部、農政部</p>	<p>C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>19 浄化槽設置整備事業の補助率拡充等について</p> <p>平成26年1月に農林水産省、国土交通省、環境省の連名により「持続的な汚水処理システムの構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が策定され、汚水処理施設整備については今後10年程度を目途に概成を目指すこととなりました。当市においては、令和8年度末に汚水処理人口普及率を95%とする目標としておりますが、平成30年度末では全体で89.8%であるものの、浄化槽区域では53.6%にとどまっており、目標達成のためには浄化槽区域において一層の整備促進を図る必要があります。</p> <p>当市浄化槽区域においては、地域の実情や市民ニーズに応じて個人設置型での浄化槽整備を実施しておりますが、整備にかかる国の補助率は公共下水道等が1/2であるのに対し、個人設置型浄化槽は4/30と非常に低い状況にあります。</p> <p>個人設置型浄化槽については、県において国と同等の補助制度があるものの、なお設置者の負担が大きいことから市独自の嵩上げ補助を行っておりますが、それでも計画どおりに整備が進んでいない状況です。</p> <p>さらに、今年度より個人設置型浄化槽の更新にかかる国の補助項目がなくなったことより、将来的に浄化槽が適切に更新されずに環境衛生の悪化や公共用水域の水質低下を招くことが懸念されます。</p> <p>つきましては、浄化槽設置者及び地方自治体の負担を軽減し、浄化槽の普及促進を図るために、個人設置型浄化槽の整備にかかる補助率の拡充を図っていただくとともに、個人設置型浄化槽の更新についても補助対象としていただきますよう要望いたします。また、国に対しても、設置にかかる補助率の拡充と更新にかかる補助の復活を要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>個人設置型浄化槽に対する県費補助率の拡充については、県の財政状況が非常に厳しい状況であり、制度の見直しは難しい状況ですが、引き続き現行制度での予算確保に努めていきます。(C)</p> <p>国の助成制度の見直しについては、平成24年度までは補助率の拡充等を要望してきたところですが、実現には至っていないことから、今後機会を捉えて国に要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1 C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>20 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充について</p> <p>在宅の重症心身障がい児（者）とその家族を支援するため「岩手県在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業」が平成29年10月1日から始まり、当市においても「花巻市在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業実施要綱」を定め支援体制を整備したところであります。</p> <p>しかしながら、県の実施要綱に定める超重症児(者)等の判定基準においては、人工呼吸器や経管栄養、胃ろうなどの医療的ケアが必要な障がい児（者）であっても、在宅超重症児（者）の判定スコアに及ばず、事業の対象とならない場合があります。</p> <p>つきましては、医療的ケアが必要な障がい児（者）の緊急時の預入れや家族の休息の機会の増加が図られ、事業対象者が拡充されるよう判定基準の緩和について検討いただきますよう要望いたします。</p>	<p>「岩手県在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業」は、超重症児（者）等を対象とした障害福祉サービスの介護給付費と入院時における診療報酬との差が大きいことから、この差に相当する金額を市町村を通じて事業所に補助することにより、特に濃密な医療的ケアが必要な超重症児（者）等の在宅でのケア負担の軽減を図ることを目的に創設した事業です。</p> <p>一方で、超重症児（者）等の判定スコアに及ばない医療的ケア児については、障害福祉サービスの介護給付費と入院時における診療報酬は同程度で大きな差はないと考えられることから、事業の趣旨からは対象者の拡大については慎重な検討が必要と考えています。</p> <p>なお、県では、医療的ケア児等の短期入所に対応できる受入施設を拡大するため、国に対し、障害福祉サービスの報酬単価を入院時の診療報酬単価相当額に引き上げるよう要望を行っていますが、近年の報酬改定では、短期入所事業所が医療的ケア児等の受入れ体制を強化した場合に報酬上評価するなどの措置が講じられてきているところです。</p> <p>県としては、医療的ケア児等の短期入所の受入体制の充実が図られるよう、引き続き国に対し、報酬単価の引上げについて要望してまいります。</p> <p>また、平成30年、県が実施した医療的ケア児等とその家族を対象とした実態調査の結果によると、在宅における介護の負担軽減に関するニーズが高い状況が明らかとなったことから、身近な地域で必要な支援が受けられる体制を整備するため、令和2年度は新たに、支援に携わる看護師や喀痰吸引等研修を修了した介護職員を対象に、たん吸引や経管栄養等に係る実技研修を実施することとしています。</p> <p>引き続き、実態調査の分析結果を活用しながら、有識者等で構成する「岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」において、具体的な支援方策を検討し、医療的ケア児等の支援体制の構築に努めてまいります。</p> <p>(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>C：1</p>



花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>21 65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について</p> <p>改正障害者総合支援法施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成30年4月1日改正され、65歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組み（新高額障害福祉サービス等給付費）が創設されたところであります。その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとしております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 65歳前5年間引き続き障がい福祉サービスを利用</li> <li>2 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用</li> <li>3 障がい支援区分2以上であった</li> <li>4 非課税世帯・生活保護世帯</li> <li>5 65歳前に介護保険サービスを利用していない</li> </ol> <p>上記要件を全て満たす高齢障がい者は、一部に限られ、要件を一つでも満たさない場合には、介護保険サービスの利用者負担の軽減を受けられない実態があります。高齢障がい者の方々が、円滑に介護保険サービスに移行するためには更なる障がい福祉制度の充実が必要であり、要件にかかわらず全ての高齢障がい者の利用者負担が軽減されるよう、要望いたします。</p>	<p>本県において、令和元年5月に新高額障害福祉サービス等給付費に係る市町村の運用状況を調査したところ、支給対象者の人数は少ない状況にあり、高齢障がい者の介護保険への移行状況については実態を十分に把握できていないところです。</p> <p>つきましては、今後、高齢障がい者の介護保険への移行状況や当該給付費の支給事務の状況について把握した上で、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意しつつ、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、制度改善について国への働きかけを検討していきたいと考えています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>
<p>22 地域生活支援拠点等の整備にかかる財政支援について</p> <p>国の第5期障害福祉計画の基本指針においては、各市町村又は障がい保健福祉圏域に「地域生活支援拠点等」を平成32年度末までに少なくとも一つ整備することとされています。また、障がい者の高齢化・重度化・親亡き後を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」の体制整備については、市内障がい者団体からも要請が出されており、本市としてもその必要性を認め、体制整備の検討を進めているところであります。</p> <p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域生活支援拠点等の緊急時の受入実績に応じた加算については新設や見直しが行われたが、緊急時利用のための空床保障や相談体制などにかかる人件費等の運営経費については、財政支援策がありません。障がい者入所施設を運営する事業所との意見交換においても、人件費等の支援がないと拠点等の立ち上げは難しいとの意見が出されております。</p> <p>つきましては、今後必要性が高くなる地域生活支援拠点等の整備を進めるため、新たな財政支援策の創設について要望いたします。</p>	<p>県では岩手県障がい者プランにおいて、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう障がい者が安心して生活できる環境の整備を進めることとしており、地域生活支援の機能をさらに強化する地域生活拠点の整備は重要と考えています。</p> <p>緊急一時的な宿泊等に係る居室確保や、相談体制の整備に係る経費については、国の地域生活支援事業のうち「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされていることから、県では、地域生活支援事業を活用した支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について令和元年6月に厚生労働省に要望したところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>23 国民健康保険に対する財政支援について</p> <p>東日本大震災津波の影響により、国保保険者の財政状況が悪化したことから、平成24年度から、一定の基準に該当する場合、医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する特定被災区域の保険者（市町村）への財政支援として、国の特別調整交付金が交付されているところです。</p> <p>被災者の生活再建は道半ばであり、引き続き支援していく必要がありますが、市町村国保の財政状況は依然として厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、今年度以降も引き続き、東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援を実施するよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、被災した市町村の国保財政について、医療費増加等により依然として厳しい状況であると認識しており、このため、調整交付金の増額や国費による補填など国による十分な財政支援を講じるよう、県の令和2年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>24 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について</p> <p>(1) 登山道の整備について</p> <p>早池峰山の登山者は平成27年度には15,767人が訪れておりましたが、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落により、若干落ち込み平成30年度では13,687人となっております。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している状況です。小田越登山口は河原の坊登山口と違い、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるをえないことから、小田越登山口にトイレの設置が求められております。また、早池峰山唯一の避難小屋である山頂避難小屋は昭和61年11月に建築され、築32年以上が経過しており、著しく老朽化が進んでいる状況となっております。</p> <p>これらのことから下記の項目について要望いたします。</p> <p>登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するため、登山道の整備を要望します。</p> <p>(1) 登山道の整備について</p> <p>① 河原の坊ルート(河原の坊登山口→山頂)</p> <p>登山道崩落により通行禁止となっている河原の坊ルートへ登山者が誤ってコースに入らないように、引き続き確実な閉鎖措置を取ること。</p> <p>② 小田越ルート(小田越登山口→山頂)</p> <p>登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、コース整備を行うこと。また、小田越登山口へ自然環境に配慮したバイオトイレの整備を行うこと。</p> <p>③ 縦走ルート(早池峰山→中岳→鶏頭山)</p> <p>縦走ルートは、早池峰山登山コースで一番延長が長いこと、また、これまで利用者が少なかったことからコースが荒れているほか、案内表示や番号札の更新が行われておらず、ところどころ棄損や欠損していることから、登山者の安全確保のためコース整備や案内表示等の更新を行うこと。</p>	<p>(1) 集中豪雨等による大規模な崩落があった河原の坊ルートについては、令和元年6月の調査においても、依然として崩落が続いており危険な状態のため、当分の間、閉鎖措置を継続しています。今シーズンも河原の坊登山口に、進入禁止の看板及びバリケード柵を設置し、県ホームページやチラシ等により引き続き周知を図っていきます。(A)</p> <p>(2) 小田越ルートにおいては、自然公園保護管理員によるパトロールのほか、登山道にロープや木歩道を設置し、高山植物の保護対策を取っているところです。標識や歩道などの県管理施設の計画的な整備に努めるとともに、整備に要する費用に対して、十分な予算の確保について国に要望していきます。(B)</p> <p>早池峰地域保全対策事業推進協議会では、汲取式トイレから携帯トイレへの移行方針を出し、携帯トイレの普及や利用促進を図っているところです。また、登山シーズン中においては、登山口に仮設トイレを設置しており、登山口へのバイオトイレの新設については、早池峰地域保全対策事業推進協議会の意見も伺いながら、対応について検討していきます。(B)</p> <p>(3) 縦走ルートにおける登山者の安全確保等については、自然公園保護管理員によるパトロールなどによる危険箇所などの内容を精査しつつ、ルート内の施設の計画的な修繕に努めていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A : 1 B : 3</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>24 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について            (2) 山頂避難小屋の整備について            早池峰山の登山者は平成27年度には15,767人が訪れておりましたが、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落により、若干落ち込み平成30年度では13,687人となっております。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している状況です。小田越登山口は河原の坊登山口と違い、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるをえないことから、小田越登山口にトイレの設置が求められております。また、早池峰山唯一の避難小屋である山頂避難小屋は昭和61年11月に建築され、築32年以上が経過しており、著しく老朽化が進んでいる状況となっております。            これらのことから下記の項目について要望いたします。</p> <p>(2) 山頂避難小屋の整備について            登山の際、唯一の避難小屋である山頂避難小屋は築32年を経過し著しく老朽化が進んでいることから、登山者の安全確保のため早期の整備を行うこと。</p>	<p>山頂避難小屋については、屋根の塗替えや窓などの修繕により避難小屋としての機能を保持しており、今後も修繕により安全な施設利用が可能であると判断されることから、必要な修繕を行いながら引き続き活用していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>
<p>25 日本語指導担当教員の配置について            日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず学校生活に適応できない児童への対応が求められております。花巻市においては当該児童に対し日本語指導及び学校生活支援のため独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めております。            つきましては、外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう体制の構築を要望いたします。</p>	<p>外国人児童生徒等教育に必要な教員の配置については、加配を必要とする学校等の状況を精査した上で毎年国へ加配を要望し、配置しているところです。            平成29年度から義務標準法の一部が改正され、外国人児童生徒等教育については、今後8年をかけて、日本語指導担当教員が基礎定数化されることとなり、指導が必要な児童生徒18人に対し、担当教員1人が定数措置されることとなりました。また、本県のような散在地域（児童生徒が18人に満たない地域）への対応のための加配が一定数措置されています。            この改正を受け、本県におきましては、令和元年度は基礎定数化分と加配措置分を合わせて5名の教員を県内の小・中学校に配置しておりますが、広大な面積を持つ本県としましては、散在地域等への対応のため、各市町村の状況を踏まえ、当該教員の配置を検討する他、引き続き加配措置を国に要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>26 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について</p> <p>学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程外）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられました。この改正により、部活動指導員は部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。</p> <p>花巻市教育委員会が平成30年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約1/2が部活動指導によるものであり、依然として大きな負担となっていることから、負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細やかな指導が期待されているところです。</p> <p>国においては、2019年度予算において部活動指導員が大幅に増員されており、花巻市でも国県補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が現在の特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行することが想定され、期末手当の支給により人件費が増額となる見通しであります。</p> <p>つきましては教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、会計年度任用職員に移行後は、期末手当も含めた部活動指導員への報酬を対象に、部活動指導員配置の補助制度を継続していただきますよう国へ要請いただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、教職員の負担軽減の取組のひとつとして「部活動指導員」の配置を推進しており、国の令和2年度予算案では、より広範囲で人材確保をするための交通費の支援が拡充される見込みとなりました。なお、引き続き、国に対し「部活動指導員」の配置の継続・拡充等が図られるよう、要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>27 保育士の処遇改善について</p> <p>保育所の待機児童対策として、本市においては、保育所施設整備による受け入れ定数の拡大や、保育士確保のための市奨学金返済者への助成、保育士の復職支援、民間事業者による小規模保育事業の実施などに取り組んでおりますが、平成31年4月1日現在26名の待機児童が発生しております。待機児童解消のためには、保育を担う保育士の存在が不可欠であります、その確保は依然厳しい状況です。</p> <p>国では保育士の月額給与の処遇改善に取り組んでおり、平成29年度からはキャリアアップ研修の仕組みを構築し、技能や経験を積んだ職員については処遇改善（処遇改善加算Ⅱ）の加算を行っておりますが、岩手県内の保育士の月額給与平均は21万7千円と全国平均（23万9千円）を下回っており、幼い児童を預かる心理的な責任や業務への対価としては、まだまだ低い状況となっております。</p> <p>つきましては、待機児童の解消を進め、保育の質の維持・向上につなげるため、引き続き保育士の処遇改善に向けた取り組みを行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、保育士の技能や経験に応じた保育士等の処遇改善の取組が進められるよう、受講が要件とされる保育士等キャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇改善の取組を支援しています。</p> <p>また、国に対して、子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、「量的拡充」とともに、保育士の処遇改善や保育士確保対策の実施など「質の向上」を図るための十分な財源の確保を行うよう、県の令和2年度政府予算提言・要望において要望を行ったところ、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>28 県立高等学校のあり方について            (1) 県立高等学校の再編について            「新たな県立高等学校再編計画(前期計画)」が平成28年3月29日に策定され、当市に設置されている県立高等学校のうち、大迫高等学校、花巻南高等学校、花北青雲高等学校の3校が再編の対象となっています。このうち、花巻南高等学校につきましては、本年度における学級減を延期する決定が昨年度に出されておりましたが、来年度についても延期するとの編制案が示され、また、花北青雲高等学校につきましても、来年度において実施を予定していた学科再編による1学級減を延期するとの編制案が示されたところであり、県教育委員会のご英断に深く感謝申し上げます次第です。</p> <p>高等学校教育の機会均等を堅持することは本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、また、地方創生への取組の推進という側面からも高等学校の存続や定員の維持は必要不可欠な要素であることから、改めて以下のとおり要望いたします。</p> <p>① 大迫高等学校につきましては、大迫地域をはじめとする市内の生徒にとって、高等教育の機会確保のために存続が必要な学校であることから、関係団体と連携して生徒確保のための取組を実施しております。昨年度から県教育委員会のご理解を賜り、県外からの留学生の受け入れを実現できたことなどにより、本年度の入学者数が34名となったところです。今後も関係団体と連携して生徒確保のための取組を実施してまいりますので、ご支援をお願いいたします。</p> <p>② 岩手中部ブロック内の高校の定員の充足率は他の地域よりも高い状況にあり、特に花巻市においては大迫高等学校を除いたすべての高校で定員を満たしております。</p> <p>このうち、前期計画においてそれぞれ1学級減の対象とされておりました花巻南高等学校、花北青雲高等学校の2校につきましては、平成31年度においても、定員を満たしており、入学者選抜時の倍率は花巻南高等学校の人文・自然科学学系で1.23倍、花北青雲高等学校のビジネス情報科で1.25倍と高倍率を維持しており</p>	<p>現在取り組んでいる「新たな県立高等学校再編計画」は、望ましい学校規模の確保による「教育の質の保証」と、本県の地理的諸条件等を踏まえた「教育の機会の保障」を大きな柱としており、地域の高校を出来る限り存続させつつ、生徒にとってより良い教育環境を整備し、高校教育のより一層の充実を目指すことを基本的な考え方としています。この基本方針の下、生徒の学習ニーズや、興味・関心等に適切に対応し、進路希望の実現に向けたより良い教育環境を整備するために、生徒減に対応する学級数調整等、再編計画の着実な推進が重要であると考えています。</p> <p>大迫高等学校については、平成31年度入試から新たに導入された県外留学生受入制度により、初の入学生を迎えたところです。学校と地域、関係団体との連携が今後も継続され、魅力ある教育活動が展開されることによって生徒確保につながるよう期待するものであり、同校の今後の志願状況等の変化について注視していきます。(B)</p> <p>また、2021年度(令和3年度)からの後期計画の策定に当たっては、現在、県内各地において地域検討会議を実施しており、今後も開催を予定しています。各校の実情、前期計画の成果や課題についても検証した上で、地域の方々の御意見等を十分にお聞きしながら、より良い教育環境を整えていけるよう、社会情勢の変化等も踏まえた多面的な検討を行っていきたくと考えています。(B)</p> <p>今後におきましても、市町村等と様々な形で意見交換を行いながら、引き続き、学校の魅力づくりと教育の質の確保について、地域と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B:2</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>ます。</p> <p>また、両校を含む市内の高校の本年3月学卒者の県内就職率は84.7%と県内トップであり、県内企業の人材確保にも大きく貢献している状況です。</p> <p>現在、県南地域においては人手不足が進んでおり、今後は東芝メモリの事業拡大や関連企業等の進出により人材不足がさらに深刻化することが予想されることから、多くの優秀な人材を輩出する高等学校の学級数減は、本県産業にとって大きなマイナスとなります。</p> <p>つきましては、現在検討が進められております「新たな県立高等学校再編計画後期計画」の策定に当たりましては、前期計画の成果や課題について十分な検証を行うとともに、岩手中部ブロックにつきましては、地域の実情に即し、これ以上の再編を行わないよう要望いたします。</p>				



花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>28 県立高等学校のあり方について            (2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について            併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、平成21年4月に県立一関第一高等学校で導入されたところであり、平成31年度の入学志願倍率も附属中学校が2.00倍、高等学校が1.09倍と順調に推移しているものと推察いたします。また、同校においては、難関大学や医学部への進学者が年々増加し、次世代のリーダー足り得る人材の育成が着実に推進されていると言える状況にあり、その成果を拡充していくべき時期になっていると考えます。</p> <p>花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、市外からの進学者数が100人を超え、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっています。一方で、進学校への入学を志願する市内生徒のうち、盛岡市内の進学校に21名、一関第一高等学校へ1名、一関第一高等学校附属中学校に3名が入学しております。これらの市外進学校への通学には、花巻市の中心部からでも1時間半を要することから、生徒と保護者に大きな負担が生じる状況となっており、中部地域におけるJR等の交通の要衝である花巻市内に中高一貫校を設置することで、生徒と保護者の負担の解消が図られるとともに、周辺自治体の生徒にとっても難関大学等へ進学するための選択肢の拡大が図ら岩手県の将来を担う人材の育成が期待されます。</p> <p>つきましては、花巻市に新たな県立の併設型中高一貫教育校を設置し、意欲ある子どもたちにより良い学習環境を提供していただきたく、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、一関第一高等学校附属中学校（及び一関第一高等学校）で実施しており、同校は、社会の進歩と発展に貢献する次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材を育成することを基本理念として、平成21年度に設置したものです。平成30年度末には、附属中学校の第1期生が4年生大学を卒業しましたが、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいるところです。</p> <p>他地域への併設型中高一貫教育校の設置については、これまでも他の自治体から要望をいただいているところですが、その必要性については、一関第一高等学校附属中学校出身者の大学卒業後の進路状況等を精査するとともに、今後の中学校卒業予定者数の推移、中高一貫教育校を導入した際の地域の義務教育への影響等を十分に見極めた上で、検討する必要があると考えています。</p> <p>(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>C : 1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>29 婚活支援事業の充実について</p> <p>現在、本市においては、市内で開催される婚活イベント等の支援を中心に行っておりますが、市民のみを対象とした場合、参加者数が少なく成婚数も限られております。</p> <p>県では、県内全体で広域的かつ効果的な活動を進めるため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営する「いきいき岩手結婚サポートセンター（通称 i サポ）」を平成27年度に開設し、現在では盛岡市、奥州市、宮古市においてそれぞれセンター体制で婚活支援活動を行い、平成30年度は、お見合い数、交際数、成婚数とも前年を上回る実績を有していると同っておりますが、本市における「i サポ」の活動にあたっては、センターまでの距離があることもあり、会員数が伸び悩んでおります。</p> <p>つきましては、岩手県が主導し、圏域内の各市町において、「おでかけiサポ」などのイベントを開催するなど広域的な取り組みを推進していただきますよう要望いたします。</p>	<p>”いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」では、3か所の拠点のほか、広大な県全体をカバーするため出張サービスを行う「お出かけi-サポ」を定期的実施しているところであり、久慈、二戸、釜石での開催に加えて、県南地域における会員の確保及び会員の利便性向上のため、令和元年10月から一関市内においても開催しております。</p> <p>i-サポの運営方針等については、市町村や関係団体及び県からなる運営委員会において決定することとされており、市町村や関係団体と一体となって結婚を望む県民に対する支援を行うため、市町村と連携した個別相談、会員登録会の開催などのおでかけi-サポの拡充等についても、当該運営委員会での意見等を踏まえ、実施に向けて検討していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>
<p>30 特定不妊治療の現状について、県内企業等への啓発等に関する施策検討について</p> <p>平成30年3月に厚生労働省が公表した「不妊治療と仕事の両立に関する報告書」の内容や、市民からの具体的な声を聞くと、勤務する事業所をはじめ、不妊治療の現状に対する周囲の理解や支援を求める意見が多く、当市としても、特定不妊治療を行う方々を支援するための環境整備として、事業所をはじめとした周囲の理解や支援が必要であると認識しています。</p> <p>岩手県においては、県内の中小企業等を対象に「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度と、その認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」制度があり、本年4月より新たに「不妊治療と仕事の両立」を支援するための認証基準が加えられたところですが、こうした環境整備をさらに加速させるために以下の取組を要望いたします。</p> <p>(1) 特定不妊治療に関する現状も含め、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度や「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。</p> <p>(2) 従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、新たな施策の検討・構築を行うこと。</p>	<p>(1) 県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と仕事の両立」の支援について盛り込んだことに加え、これまで、企業に対して、国が作成した「仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを進めるためのリーフレット」を、保健所が行う企業訪問などの際に配布しているほか、「いわて働き方改革アワード」の審査項目に不妊治療を含む休暇制度の規定の有無を追加するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。</p> <p>今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、特定不妊治療に関する現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。（A）</p> <p>(2) 県では、令和元年6月に実施した政府予算要望において、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備に取り組むよう要望を行ったところです。</p> <p>今後も、企業に対する理解促進や、国への要望活動などを行うとともに、これまでの取組に加えて、より不妊治療を仕事の両立のための環境整備が推進されるよう、新たな施策についても検討を進めていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A：1 B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>31 移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の公平化について</p> <p>移住支援事業における移住支援金の対象者に支援金を支給した市町村は、返還が必要となった対象者に対し、国と県の負担分を合わせた全額の返還請求を行い、対象者から返還を受けて県に返還することが想定されており、対象者から債権回収できない場合には、都道府県からの返還の求めにより、市町村負担分はもとより、国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を市町村が負担しなければならないことが想定されます。</p> <p>返還対象の5年間は、全ての移住支援金受給者の状況を常に把握し、返還が必要となった場合には、支給金額が多額のため対象者が返還に応じないこともあることが考えられ、市町村は訴訟による債権回収を行わざるを得ない可能性があるなど事務負担が大きくなっております。また、債権回収できない場合は市町村負担分に加えて市町村議会の承認を経て予算措置することにより市町村一般財源によって国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を返還する必要があるなど、市町村の大きな負担となる可能性もあるところであり、このような市町村の負担については容易に市町村民からの理解を得られるものではありません。</p> <p>よって岩手県は、移住支援事業における返還制度について市町村の負担を軽減するため、例えば、対象者の所在調査の結果によっても所在が不明な場合や支払い能力が無いと認められる場合は返還を求めないなど、対象者から債権回収できない場合について、市町村のみが事務負担及び一般財源からの負担を負うことのないよう岩手県負担分の返還を求めないよう要望します。</p>	<p>県として、まずは市町村と連携しながら申請者等への返還に関する制度周知の徹底を図るとともに、交付決定後に返還事案が生じないように、例えば、受給者が他の市町村に移動する場合に、県から異動先市町村に対して情報提供し、受給者の状況把握への協力を依頼する等、交付決定した市町村を支援します。</p> <p>また、本事業の返還制度については、令和元年7月2日に発出された内閣府事務連絡において、移住支援金の返還を要しない「やむを得ない事情」が示されたところです。</p> <p>本事務連絡により、この「やむを得ない事情」については、「雇用企業の倒産、災害、病気等」のほか、「家族の状況、職場環境等」の場合も含め、都道府県及び市町村が個別具体的な事情に基づき、判断するものとされました。</p> <p>さらに、「移住支援金交付対象者から市町村が債権を回収できない場合」における返還については、「市町村が、地方自治法に基づき督促などの債権管理を行ったにも関わらず、債権回収ができない場合においても、国が都道府県に対して交付金の返還を求めめるものではない」との方針が示されました。</p> <p>県としても制度の運用状況を見ながら、実務及び財政負担の双方から市町村にとって過度な負担とならないように対応していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>32 再生可能エネルギー事業の規制に係る法整備について</p> <p>平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進んでいますが、なかでも、太陽光発電の導入は大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影響など様々な問題が全国各地で生じています。</p> <p>本市においても、太陽光パネル設置のため、住宅地に近い山林の伐採が行われ、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念される事例が生じているほか、風力発電や地熱発電などの再生可能エネルギー発電設備の設置に関する相談が事業者から寄せられています。</p> <p>本市は、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第2次花巻市環境基本計画」において、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を明記しているものの、その推進に当たっては自然環境や周辺環境との調和が図られるよう考えているところであります。</p> <p>現行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「FIT法」という。）においては、再生可能エネルギー発電事業者の事業計画を認定する制度となっており、その認定の条件として関係法令を遵守することなどが規定されているところですが、関係法令においては一定の規模以上の事業を規制対象とするなど限定的であることにより、上記のような課題の抜本的な解決には至っておりません。</p> <p>特に、関係法令の一つである環境影響評価法では、太陽光発電事業は環境影響評価の対象外となっており、また、風力・地熱発電事業について環境影響評価の対象となるのは出力1万kW以上の事業などと限定されていることから、対象事業の種類・規模の拡大について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>さらに、国は、再生可能エネルギー発電事業者が事業を行うに当たっての遵守事項及び推奨事項を記載した「事業計画策定ガイドライン」を策定し、これに従った適切な事業実施を事業者に求めています。しかしながら、当該ガイドラインにおいては、防災や環境保全、景観保全について配慮することや、自治体への相</p>	<p>環境影響評価法の対象事業の種類・規模の拡大については、太陽光発電事業について、一定規模以上の施設を環境影響評価法に基づくアセスメントの対象とするため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が7月5日に公布され、令和2年4月1日に施行されることとなったことから、県においても、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行い、太陽光発電事業を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。（令和元年12月27日公布、令和2年4月1日施行）</p> <p>なお、風力及び地熱発電事業に係る条例に基づくアセスメントのあり方についても、法の趣旨を尊重したものとする必要があることから、引き続き国の動向を注視していきます。（B）</p> <p>発電事業者の立地場所の選定に関する規制については、国では、電源別事業計画策定ガイドラインを定め、事業者が事業を行うに当たっての遵守事項及び推奨事項を規定し、これに違反した場合や怠った場合には、同法に基づく指導・助言等の対象となりえるとしているところです。このため、まずは事業者に対し、当該ガイドラインに基づき、発電施設の稼働等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること等を求めていることが肝要であると考えます。</p> <p>国に対しては、「環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策の展開」について要望しているところですが、具体的には、近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞く仕組みを早期に構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望しているところであり、こうした要望に対する国の対応、動向等を見極めていきます。</p> <p>なお、事業者が事業を実施するに当たって生じたトラブルに対しては、関係部局や国、市町村と情報を共有し、連携しながら対応していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：2</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>談、地域住民への説明などの記載があるものの、それらの記載についてはF I T法及び同法施行規則の条文に基づくものではなく法的拘束力がないと考えられることから、防災や環境保全、景観保全等の観点から立地を法的に規制することが困難な状況となっております。</p> <p>つきましては、事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から国又は地方公共団体が規制を及ぼすことが可能となるよう、F I T法の改正など所要の法整備について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>また、県におかれましても、特に、国による法整備が遅れる場合には、上記の課題に対応するための条例の整備についてご検討を進めていただきますよう要望いたします。</p>				